



法の精神

モンテスキュー著 野田良之 [ほか] 訳
岩波書店 1989 (岩波文庫)

経済学部教授 鈴木 章 俊

モンテスキューの『法の精神』を知らない人はいないだろう。有名なのは三権分立論で、司法・立法・行政がそれぞれをチェックし合い、どれも最高の権力を持ってない政治システムが生まれるという理論である。三政体論も知れ渡っている。君主政、貴族政、民主政の三政体があり、それらは一人による支配、少数による支配、多数による支配であって、各々が独自の特徴をもつという理論である。

もしこれらがモンテスキューに関する常識だとしたら、モンテスキュー『法の精神』は、知らない人はいないのに実は読まれていない著作だといえる。誤解を解きたいが、『法の精神』は法律学の専門書ではない。むしろ、それは法という観点から見た社会評論であり、モンテスキューが「社会学の父」ともいわれる所以もそこにある。人文科学に興味がある人には、多少の辛抱は必要だが、十分読める。

三権分立論や三政体論をモンテスキューが構想した真の意味は、専制に対決するためである。専

制国とは法の存在しない国のことである。法が存在しない国とは驚きであるが、現にあるし、将来もなくなる。そこでは法が存在しないかわりに、規則が存在する。法はその成立に人々の合意を必要とするが、規則はそれを必要としない。それゆえ、恣意が正当性に変換される。恣意性を発揮するのが専主であり、最高指導者と呼ばれる。

専制は Despotism の訳語で dispose から来る。財産などを自由に処分するという意味である。専制は、法によらずにただ恣意的な規則によって、人々を自由に処分する。他方、君主政、貴族政、民主政はいずれも制限政体である。制限は moderate の訳語で、抑制するという意味である。人間の恣意性が法によって抑制される。アダム・スミスが『道徳感情論』で長々と展開するのは、モンテスキューの精神である。

モンテスキューの『法の精神』は読み物としても面白いし、文体も巧みである。一般教養の本として読んでほしい。